第5章 環境保護と防災対策の充実したまち いといがわ
人と自然にやさしいまちづくり

▶ 第1節／環境の保全と資源循環型社会の形成

1 自然環境の保全

① 豊かな自然の保護
② 地球温暖化防止対策の推進

白池から雨飾山の紅葉

《基本方針》

生き物の良好な生息・生育環境の維持や地球温暖化防止のため、自然保護意識の普及啓発などにより自然環境の保全を推進します。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
自然観察会等開催数	51回	55回	60回
不法投棄ボランティア監視員登録者数	59人	100人	120人

現状と課題

- 本市には、2つの国立公園（中部山岳国立公園・妙高戸隠連山国立公園）と3つの県立自然公園（白馬山麓県立自然公園・久比岐県立自然公園・親不知子不知県立自然公園）をはじめ、優れた自然風景地を有していますが、一方でごみの不法投棄、外来種の移入や植物の不法採取などの自然環境を損なう行為が見受けられます。このため、自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいの推進などにより、自然環境の保全に努めなければなりません。
- 地球温暖化防止対策を進めるためには、温室効果ガスの削減や省エネ対策が必要です。

トピック

糸魚川市の貴重な生きものたち

平成22年度から平成25年度までの動植物の生息･生育状況調査結果を24ジオサイトごとにまとめた調査書を発行しました。

目標とする環境像

糸魚川市環境基本計画では、健全で豊かな環境の保全について基本理念を定め、市民、事業者、行政が協働し取り組むことを定めています。

具体的な施策

（施策の方向）

❶豊かな自然の保護

- 貴重、希少な動植物の保護を促進するため、計画的に分布調査などを行うとともに、市民や関係団体と協働して動植物の総合的な生育環境の保全を推進します。
- 自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいを推進するとともに、自然公園法、新潟県自然環境保全条例や公害防止協定などに基づき適正な自然環境保全を推進します。
- 人と動物の共存を図るため、市民の野生鳥獣に対する理解を深める機会の提供に取り組みます。
- 自然環境を損なう行為を防止するため、不法投棄の監視を強化するとともに市民と協働による清掃、美化活動を推進します。また、外来種の移入を禁止する啓発活動と合わせて、既に生息している外来種の駆除を行います。

❷地球温暖化防止対策の推進

- 温室効果ガス排出抑制のため、計画的削減を行うとともに、低公害車や省エネルギー対策の普及啓発を行います。
- 新潟県地球温暖化防止活動推進員や関係機関と協働し、暮らしの中で取り組める地球温暖化防止の事例などの情報提供をします。
- 新エネルギーシステム設置に対する助成制度などにより、設備導入を促進します。
- 小水力発電や木質バイオマス発電などの新エネルギーの導入により、地球温暖化防止対策につながる地域内の資源循環を推進します。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民や事業者は、自然保護や地球温暖化防止のため、各種活動への参加や情報収集に努めます。 行政は、市民が取り組みやすい活動の仕組みづくりや情報提供など積極的な支援を行います。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
糸魚川市環境基本計画	平成22年度～平成31年度
糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	平成26年度～平成32年度
糸魚川市新エネルギービジョン	平成26年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	自然環境保全事業	自然環境保全の啓発
2	生活環境対策事業	グリーンカーテンの普及・啓発

2 生活環境の保全

① 生活環境の保全
② 環境美化の推進
③ 鳥獣被害の防止
④ 空き家等の適正管理

海岸清掃ボランティア

《基本方針》

清潔で美しいまちづくりを推進し、生活環境を保全します。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
騒音環境基準を満たす地点の割合	89%	89%	89%
河川水質環境基準達成率	100%	100%	100%
狩猟免許取得補助金申請者数（累計）	73人	85人	100人

現状と課題

- PM2.5※1による大気汚染など、公害問題への関心が高まっています。
- ごみのポイ捨てなど、市内の美観を損ねる事例が見られます。
- イノシシなど野生鳥獣の急速な生息数増加と生息域の拡大が生じている一方、狩猟者の減少や高齢化により鳥獣捕獲の担い手が減少している状態です。
- 空き家が年々増え続け、家屋の倒壊、生活環境の悪化など様々な問題が発生しています。今後、空き家増加の抑制と適正管理が必要です。

トピック

有害鳥獣捕獲実施状況等

（単位：頭）

年　度	H23	H24	H25	H26	H27
ツキノワグマ	9	29	15	34	16
イノシシ	63	67	54	176	322
ニホンジカ	15	2	7	30	6
合　計	87	98	76	240	344

（資料：環境生活課）

平成27年度空き家実態調査による市内全域の空き家件数（平成28年2月29日現在）

能生地域	210件
糸魚川地域	325件
青海地域	83件

（資料：環境生活課）

※1　PM2.5：粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル（マイクロは100万分の1）以下のもの。微小粒子状物質という呼び方もある。

具体的な施策

（施策の方向）

❶生活環境の保全

- 環境測定を継続することで実態を把握し、基準値を超える場合は、原因者などへ指導を行います。
- 事業活動や大規模な開発行為における公害防止のため、協定を締結します。
- 環境フェアなどの機会を利用し、生活環境保全に対する啓発を行います。

❷環境美化の推進

- 地域環境デーや各地区での側溝清掃など市民による環境美化活動を支援し、環境美化意識の向上を図ります。
- 環境パトロールや広報・看板等による啓発活動の実施など市民と連携・協働し、快適な環境づくりを推進します。

❸鳥獣被害の防止

- 鳥獣の個体群管理、生息環境管理をしながら、被害防除対策により、鳥獣被害の防止を図ります。
- 鳥獣捕獲の担い手の確保と育成を推進します。

❹空き家等の適正管理

- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画の策定など、空き家等の発生予防・活用・適正管理に向けた施策を推進します。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民は、自主的な環境美化活動に積極的に取り組むとともに、環境意識の向上に努めます。 空き家等の所有者は、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、適正管理に努めます。 行政は、環境保全意識の向上や行動を促すため、環境フェアの開催などの啓発を行います。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
糸魚川市環境基本計画	平成22年度～平成31年度
糸魚川市緊急捕獲計画	平成28年度～平成30年度
糸魚川市空家等対策計画	平成29年度～平成35年度

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	公害対策事業	環境測定の継続と適切な指導の実施
2	環境美化推進事業	環境美化活動への助成
3	鳥獣対策事業	個体群管理による鳥獣被害の防止
4	空き家等対策事業	空家等対策計画の実施・対策協議会の開催

3 資源循環型社会の形成

① ごみの減量化とリサイクルの促進
② 廃棄物等処理施設の整備

現ごみ処理施設（炭化方式）

《基本方針》

ごみの減量や適正処理を行い、環境への負荷ができる限り低減される資源循環型社会の形成を推進します。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
1人1日当たりのごみ総排出量	982g	924g	924g

現状と課題

- 平成22年度にごみ処理基本計画を策定以降、ごみの総排出量については、人口減の影響もあり減少しています。人口の増減に左右されない1人1日当たりのごみ総排出量は若干の減少傾向となっており、リサイクル率についても全国平均を上回る数値です。一方で1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物等を除く。）では、横ばいとなっており、家庭系ごみの減量が課題となっています。
- ごみ処理施設は、平成14年から稼働し、経年的な機能低下と維持管理費用が増加していることから、次期ごみ処理施設を整備する必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場は、適正化事業が終了したことから、施設の適正管理を行うとともに、一般廃棄物最終処分場は、新たな処分場を整備する必要があります。
- し尿処理施設は、平成4年から稼働し、設備の老朽化と合わせて、公共下水道等の普及により処理量も減少することから、それらに対応した施設整備をする必要があります。

トピック

1人1日当たりのごみ排出量

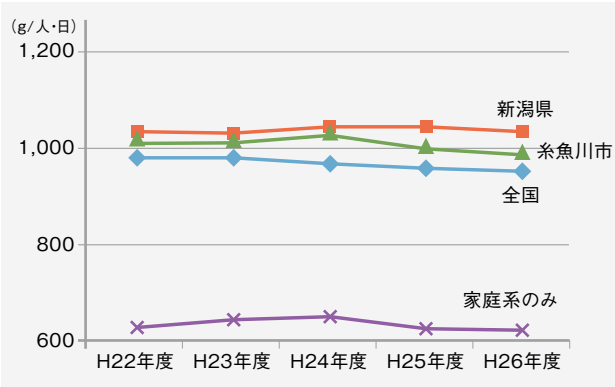

（g/人･日）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
全国	976	976	963	958	947
新潟県	1,034	1,033	1,044	1,039	1,033
糸魚川市	1,012	1,007	1,022	996	982
家庭系のみ（資源物等を除く）	628	642	650	626	622

（資料：国の実態調査結果、環境生活課）

1人1日当たりのごみ排出量では、新潟県平均よりは少なくなっていますが、全国平均よりも排出量が多い状況となっています。

具体的な施策

（施策の方向）

❶ごみの減量化とリサイクルの促進

- 分別説明会の開催や広報紙などによる啓発を行い、3R※1推進への市民意識の高揚を図り、ごみの減量化を促進します。
- 生ごみ処理機器の設置に対する補助などを行い、生ごみの減量化を図ります。
- 不燃ごみのリサイクル化を進め、最終処分量の削減に取り組みます。
- ごみの減量化を進めるため、ごみの有料化について引き続き検討を行います。

❷廃棄物等処理施設の整備

- ごみ処理施設の安定稼働に努めるとともに、施設の老朽化に対応するため、次期ごみ処理施設の整備を行います。
- 一般廃棄物最終処分場の適正管理に努めるとともに、新たな最終処分場の整備を行います。
- 産業廃棄物最終処分場の適正管理に努めるとともに、最終処分場の廃止基準を満たした場合に、同処分場を廃止します。
- し尿処理施設は、施設の老朽化とし尿処理量の減少による対応として、今後、し尿・浄化槽汚泥を下水道処理施設へ接続して処理するため、施設の整備を行います。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民は、3R運動により、ごみの減量化に努めます。 事業者は、事業系ごみの減量化に努めます。 行政は、ごみの減量化に向けた仕組みづくりや啓発活動を推進します。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
糸魚川市一般廃棄物処理基本計画 （ごみ処理基本計画）	平成23年度～平成31年度

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	ごみ減量対策推進事業	ごみカレンダー作成、生ごみ処理機器設置補助
2	リサイクル事業	ごみリサイクルの促進
3	次期ごみ処理施設整備事業	設計、施設整備
4	次期一般廃棄物最終処分場整備事業	設計、施設整備
5	し尿処理施設整備事業	下水道処理施設へのし尿等投入施設整備

※1　3R（スリーアール）：抑制（Reduce、リデュース）、再使用（Reuse、リユース）、再生使用（Recycle、リサイクル）の3つのR（アール）の総称。

1 防災･危機管理の推進

① 災害に強いまちづくりの推進
② 危機管理体制の整備推進

総合防災訓練（住民避難）

《基本方針》

多様な災害及び危機事象に対応するため、防災体制の整備と防災対策を強化し、柔軟かつ的確に対応できる体制づくりを推進します。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
自主防災組織の組織率（各年4月1日現在）	82.3%（H28）	100%	100%
糸魚川市総合防災訓練参加率	19.9%	30.0%	50.0%

現状と課題

- 本市は、海岸、山岳、渓谷など変化に富んだ自然に恵まれている反面、脆弱な地質と急峻な地形のため、水害や地すべりなどの危険箇所が多く、加えて波浪災害や新潟焼山による火山災害の危険性も抱えています。近年は、本市において大規模な災害は発生していないものの、過去には様々な災害に見舞われてきました。
- 災害への対応は、迅速な警戒避難体制と情報の収集・伝達体制が重要であり、近年多発している大規模な地震や土砂災害など様々な災害を教訓に、国、県、企業などと連携し、防災、危機管理体制を強化していく必要があります。
- 災害時は、市民の相互扶助の果たす役割が重要であり、地域防災力の基盤となる自主防災組織の設立促進を図り、防災訓練などを通じて地域ぐるみで防災意識の醸成を図る必要があります。
- 防災行政無線については、主要設備などの老朽化及び国のアナログからデジタルへの移行方針に伴い、設備の更新やデジタル化を進めて行く必要があります。

トピック

主な災害の発生状況

種　類	災害名	概　要	発生日	地　域
波　浪　災　害	1.31高潮災害	低気圧（台湾坊主）	S 45. 1.31	全　域
火　山　災　害	焼山火山災害	水蒸気爆発	S 49. 7.28	糸魚川
土　砂　災　害	玉ノ木地すべり災害	地すべり	S 60. 2.15	青　海
雪　　害	柵口雪崩災害	表層雪崩	S 61. 1.26	能　生
水　　害	7.11水害	集中豪雨による河川氾濫	H 7. 7.11	糸魚川
土　石　流　災　害	蒲原沢土石流災害	集中豪雨による土石流	H 8.12. 6	糸魚川
海　上　災　害	ナホトカ号重油流出災害	流出した重油の漂着	H 9. 1.18	全　域

※災害の種類ごとに代表的な災害を抽出したもの。　（資料：消防本部）

自主防災組織の組織率

（各年4月1日現在）

区　分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
組織率　（%）	23.2	23.3	32.3	50.3	58.8	62.3	66.1	70.1	79.1	80.3	82.3
組織数（団体）	23	24	29	43	50	56	60	64	68	71	74
世帯数（世帯）	4,081	4,090	5,689	8,870	10,366	10,988	11,651	12,363	13,950	14,159	14,393

※組織率=自主防災組織が結成された地区の世帯数/全世帯数×100　（資料：消防本部）

具体的な施策

（施策の方向）

❶災害に強いまちづくりの推進

- 関係機関との連携を強化し、避難勧告等の早期発令体制の整備と市職員の実践的な災害対応訓練等を実施します。
- 地域防災力の向上のため、自主防災組織の設置を促進し、自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援します。
- 迅速な避難を実現するために、ハザードマップ※1等を活用して、避難行動要支援者を含めた住民避難体制及び原子力災害など他市町村からの広域避難体制を構築します。
- 情報伝達体制を整備するために、防災行政無線の設備更新とデジタル化を引き続き実施します。

❷危機管理体制の整備推進

- 市民の安全や生活を守るため、「危機管理計画」を策定し、大規模災害、武力攻撃事態、テロ災害、新型インフルエンザなど市民や市政に重大な影響を及ぼす危機事象に対応できる体制を構築します。
- 国、県並びに関係機関との連携を密にし、相互協力体制を構築します。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民・地域・事業者等は、自助・共助の意識を持ち、平常時から災害に備えつつ、行政等が実施する防災活動に参加・協力するなど、積極的な自主防災活動に努めます。 行政は、市民の生命や財産を守るため、関係機関との協力のもと防災活動を実施します。また、地域防災力の向上のため、地域・事業者等の自主防災活動を支援します。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
糸魚川市地域防災計画	平成18年9月策定（全面改訂　平成25年7月）
糸魚川市国民保護計画	平成19年2月策定
糸魚川市新型インフルエンザ対策行動計画	平成21年2月策定
糸魚川市新型インフルエンザ業務継続計画	平成21年4月策定
糸魚川市災害時業務継続計画	平成21年3月策定

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	防災行政無線整備事業	デジタル無線設備増設・更新、戸別受信機普及
2	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成支援、防災リーダー育成

※1　ハザードマップ：各種災害の危険箇所や避難所などを表示した地図

2 防災施設の整備促進

① 河川･排水路の整備と適正な維持管理
② 農地保全と災害防止
③ 治山･砂防施設の整備促進
④ 海岸侵食対策の促進

筒石地区　諏訪田地すべり地域

《基本方針》

自然災害から市民の生命や財産、生活環境を守るため、施設整備の促進を図ります。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
一級河川姫川整備　2地区整備 （寺島地区低水護岸整備、西中地区根継護岸整備）	寺島地区 整備	寺島地区 完了 西中地区 整備	西中地区 完了

現状と課題

- 本市は、姫川に沿って糸魚川―静岡構造線が走り、脆弱な地質と急峻な地形を抱え、一級河川姫川をはじめ、多くの中小河川が急流となって日本海に注いでいます。市街地や集落は、この河川や支流の流域と河口近くに集中しており、梅雨や台風の時期には、河川の増水・山崩れ・土石流・地すべり・雪崩などの自然災害が発生しやすい地帯が散在しています。
- 山林等の荒廃による山地崩壊が進むことで、上流域の河川閉塞などのおそれがあることから、山間集落等への被害を防止する対策が必要です。
- 農業地域では、農業生産基盤整備を実施し、優良農地の確保に努めてきましたが、今後は、これらの農地等を保全していく必要があります。
- 海岸は、冬季風浪などの海岸侵食により幾度も被害を受けており、これまでも消波施設、護岸施設、人工リーフ等による海岸の保全を図ってきました。冬期間の越波被害は毎年のように発生していることから、引き続き海岸の保全対策を図る必要があります。

トピック

一級河川姫川急流河川対策実施状況／須沢地区

実施箇所及び根継工事中の状況　平成25年工事完了

具体的な施策

（施策の方向）

❶河川･排水路の整備と適正な維持管理

●急流河川が多く、融雪期、降雨時には急激な増水と土石流失が発生し、河川の氾濫の危険性が高いため、河川改修等の計画的な整備を促進します。また、河川施設の適切な維持管理のため、巡視や点検の実施により、施設の状態を把握するとともに、機能維持を図ります。

●市街地における浸水防止のため、計画的に排水路の改修整備を推進します。

❷農地保全と災害防止

●中山間地域集落の安定的な農業生産基盤を維持し、集落と農地、農業用施設を地すべり等の被害から守るため、農地防災事業、地すべり対策事業を促進します。

❸治山･砂防施設の整備促進

●山地の保全と山崩れ・土石流・地すべり・雪崩等の山地災害を未然に防止するため、治山、砂防、火山砂防、地すべり防止対策等の事業を推進します。

❹海岸侵食対策の促進

●冬季風浪等により砂浜の浸食が進行していることから、台風及び冬季風浪時の越波による住宅地や道路等への被害を防止するため、海岸侵食対策事業等の海岸保全施設整備を推進します。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民・地域・関係団体は、市と一体となって、国や県に事業促進の要望活動に努めます。 市は、国や県と連携し、防災対策工事の推進を図ります。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
姫川水系河川整備基本方針	平成20年6月策定
姫川水系河川整備計画	平成27年3月策定

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	県営中山間地域総合農地防災事業（国県事業）	用水路整備（釜沢用水）
2	河川、排水路改修事業	二級河川（早川）・小河川・排水路改修
3	姫川改修事業（国事業）	直轄事業（寺島地区・西中地区）
4	砂防事業（国県事業）	直轄事業（葛葉地区他）、火山砂防事業（焼山川）、県通常砂防事業
5	地すべり対策事業（県事業）	地すべり防止区域「大所地区」ほか
6	雪崩対策事業（県事業）	中川原地区ほか
7	海岸侵食対策事業（県事業）	離岸堤整備（竹ケ花海岸ほか）
8	治山事業（国県事業）	直轄治山事業、県営治山事業、市営治山事業
9	港湾海岸侵食対策事業（県事業）	海岸侵食対策（青海・寺地地区）

3 消防救急体制の充実

- ① 火災予防対策の推進
- ② 消防力の強化
- ③ 救急業務の高度化
- ④ 応急手当の普及

消防出初式（放水訓練）

《基本方針》

火災予防の啓発による市民の防火意識の高揚に努めるとともに、地域の特性に応じた消防救急活動を推進するため、必要な人員及び施設等の効率的かつ効果的な整備により、消防救急体制の充実強化を図ります。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
火災件数（各年12月31日現在）	16件	10件	5件
住宅用火災警報器設置率	82%	100%	100%
心肺停止傷病者の救命率（社会復帰率）	5%	10%	15%

現状と課題

- 近年、火災等の災害は、社会環境の変化や高齢化による災害弱者の増加により、複雑多様化の傾向を強め、予測し難い潜在的危険性が増大しています。
- また、大規模災害、多数傷病者発生災害などの対応能力の向上や初動体制の充実強化が求められています。
- このため、地域と一体となった火災予防や住宅用火災警報器普及による火災での死傷者の発生防止などの住宅防火対策のほか、広域的な消防応援体制を強化していく必要があります。
- また、救急救助件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、65歳以上高齢者の搬送が68.8%を占めており、今後も増大すると考えられることから、更なる救命率の向上を目指して、応急手当の普及や医療機関との連携により迅速、適切な救急救助活動が必要です。

トピック

火災発生状況

（各年12月31日現在）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件　　数（件）	12	8	13	15	14	13	11	15	16	16
焼損住宅（棟）	6	3	8	14	11	9	13	13	9	9
死　　者（人）	2	0	0	2	2	1	0	0	2	2

※件数は、10数件で推移していますが、平成26年、27年と連続で火災による死者が2名発生しています。　（資料：消防本部）

救急出動状況の推移

（各年12月31日現在）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件　　数（件）	1,859	1,895	2,003	1,896	2,031	2,011	2,000	1,866	1,958	1,923
搬送人員（人）	1,737	1,794	1,858	1,768	1,908	1,906	1,870	1,741	1,812	1,775
高齢者比率（%）	58.4	60.3	60.3	64.3	63.5	62.9	67.4	68.5	66.1	68.8

※件数、搬送人員ともほぼ横ばいで推移していますが、65歳以上の高齢者比率が10年で約10%上昇しています。　（資料：消防本部）

具体的な施策

（施策の方向）

❶火災予防対策の推進

- 高齢者の火災予防対策として、福祉事務所、自治会及び消防団と連携し、家庭訪問による火の元点検や住宅用火災警報器設置状況調査を通して火災予防指導を行います。
- 火災予防啓発として、市ホームページや一般家庭防火診断による指導を展開し、火災による死傷者ゼロを目指します。
- 事業所への立入検査による火災予防指導を行い、火災予防に努めます。

❷消防力の強化

- 近隣、県域を越えた応援体制の確立や出動計画及び消防戦術の見直しを行い、有事即応体制を構築します。
- 消防団の拠点化の推進により、格納庫、積載車、ポンプ数の見直しを行うとともに、消防団体制の充実と強化を図ります。
- 団員の高齢化対策として、ポンプの軽量化及び安全装備品の充実整備を行うとともに、入団促進に向けて処遇改善、事業所との協力体制の構築を進めます。

❸救急業務の高度化

- メディカルコントロール体制※1を基盤とした医療機関との連携強化により、引き続き、救急業務の高度化を推進します。また、継続した救急救命士の養成により、救急車複数乗務体制を構築します。
- 救急ワークステーション※2を核とした教育研修により、救急隊員の資質の維持向上を図ります。

❹応急手当の普及

- 心肺停止傷病者の救命率（社会復帰率）の向上を図るため、市民への応急手当の普及を引き続き推進するとともに、応急手当普及資器材の整備更新を計画的に行います。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民は、積極的に応急手当講習会に参加し、救命の知識・技術の習得に努めます。 国、県、市は、消防団協力事業所表示制度※3を推進し、市民の消防団活動への理解を深め、地域防災力の充実強化を図ります。 行政は、自治会、市民と連携し高齢者の火災予防指導を行うなど、火災による事故の未然防止や死傷者を出さない取組を行います。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
緊急消防援助隊等応援・受援計画	平成22年10月策定
消防対象物警防計画	平成22年12月策定
ジオサイト救助計画	平成22年7月策定
糸魚川市消防団拠点化計画	平成25年9月策定

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	救急救命推進事業	救急救命士の養成、応急手当資器材の整備
2	救急業務高度化整備事業	高規格救急車、高度救命処置用資機材の更新整備
3	消防水利整備事業	耐震性防火水槽、消火栓の整備、既存防火水槽の耐震化
4	消防団施設整備事業	格納庫の拠点化整備
5	消防団防災機器整備事業	消防団活動に必要な資器材の整備（簡易水槽、消防ホース等）
6	消防団積載車整備事業	小型動力ポンプ付積載車の更新整備
7	救助資機材整備事業	空気呼吸器、三連はしご、水難救助資機材の更新整備
8	消防車両整備事業	消防車両の更新整備

※1　メディカルコントロール体制：病院前救護において、救急隊員が傷病者に提供する医療サービスを保障するシステム
※2　救急ワークステーション：糸魚川総合病院内に設置された教育研修施設
※3　消防団協力事業所表示制度：事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通して、地域防災体制の充実を図る制度

4 防犯・交通安全対策の充実

① 防犯活動の推進
② 交通安全対策の推進

交通安全週間での啓発活動

《基本方針》

犯罪の抑止、交通事故防止により、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

施策指標

（各年12月31日現在）

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
刑法犯認知件数	195件	減少	減少
交通死亡事故件数	2件	0件	0件

現状と課題

- 家族間のコミュニケーション不足や核家族化、過疎化、高齢化等により、地域の連帯意識の希薄化が進行し、犯罪抑止機能が低下しているため、子どもや高齢者など弱い立場の人の犯罪に対する不安が高まり課題となっています。
- 高齢者の交通死亡事故に占める割合が高く、認知症等による運転で加害事故を起こす事例もあり、今後の高齢化の進行を見据え、高齢者の交通事故防止対策に取り組む必要があります。また、チャイルドシートの着用率が低いこと、13歳未満の自転車乗車時のヘルメット着用定着化が課題となっています。

トピック

● 糸魚川警察署管内刑法犯認知件数・検挙人員

（各年12月31日現在）

	認知件数	検挙人数
H21	326	109
H22	279	59
H23	283	83
H24	306	79
H25	235	67
H26	222	50
H27	195	67

平成27年は、刑法犯認知件数は前年より減少しましたが、検挙人員は増加しました。

（資料：糸魚川警察署）

● 糸魚川警察署管内交通事故負傷者・死者数

（各年12月31日現在）

	負傷者	死　亡
H21	192	4
H22	216	4
H23	186	4
H24	134	3
H25	124	2
H26	99	2
H27	84	2

平成24年以降、負傷者は減少しています。

（資料：糸魚川警察署）

具体的な施策

（施策の方向）

❶防犯活動の推進

- 市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る防犯意識の向上を図ります。
- 防犯組合連合会を核とし、関係団体との連携を図り、高齢者の特殊詐欺被害防止、通学路等の防犯パトロールや不審者対策など、地域住民の自主的な活動を推進します。

❷交通安全対策の推進

- 警察や交通安全協会と連携を図りながら、交通安全指導、教育、啓発活動を継続して行い、交通ルールの遵守とマナーを守る意識の向上を図るとともに、道路交通環境の整備を推進します。
- 特に高齢運転者対策は、運動機能の低下、又は認知症に伴う運転の危険性について、本人、家族、地域から広く理解していただくために、地区、老人クラブ等への交通安全教室をはじめ、各種周知・啓発活動を行います。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民と地域は、各地域における防犯活動や通学時の街頭立哨等交通安全運動に取り組みます。 行政と警察は、パトロールや各種関係団体と連携し、特殊詐欺被害防止の啓発活動等により犯罪抑止に取り組むとともに、保育園や学校、老人クラブ等を対象に、交通安全教室の実施や交通安全運動等の啓発活動を行います。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
第3次糸魚川市犯罪のない 安全・安心なまちづくり推進計画	平成29年度～平成32年度
第10次糸魚川市交通安全計画	平成29年度～平成32年度

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	防犯事業	各地区防犯活動への助成、啓発活動
2	交通安全対策事業	交通安全指導員の配置、交通安全教室の開催、 交通安全協会支部助成、啓発活動

5 消費者保護の推進

① 自らを守る消費者の育成
② 消費者保護体制の充実
③ 市民の情報活用力の向上

高齢者への悪質商法撃退講座

《基本方針》

様々な消費者問題に対して、市民自ら的確な判断と行動ができるよう、必要な知識や情報の普及啓発と学習機会の充実に努めます。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
消費者相談件数	104件	100件	80件
特殊詐欺被害の件数（各年12月31日現在）	5件	0件	0件

現状と課題

- 身近な生活の中において、様々な消費者ニーズに応える商品・サービスが提供される一方、消費生活で発生するトラブルも多様化・複雑化している状況にあります。
- 特に、近年、一人暮らしや認知症の高齢者など社会的弱者を狙った悪質な訪問販売等の詐欺行為も増加しており、孤独感や不安感、判断力・交渉力の低下に付け込んだ手口が後を絶たない状況となっています。
- また、消費者に向けられるサービス形態が便利になった一方で、お金を簡単に借りられる便利さから、多重債務に陥るケースも発生しています。このことから、自らがトラブルを防止できる賢い消費者を育成するため、情報提供と啓発に取り組むとともに、被害救済のため、関係機関との連携強化が必要です。
- 情報通信技術が進歩する中で、マイナンバー制度など新たな情報化の流れが進行していることから、コンピュータ犯罪や個人情報流出防止などに対応するため、市民一人一人の情報セキュリティ意識の醸成と情報機器を利用した情報活用能力の向上が求められます。

トピック

● 糸魚川市消費者相談窓口相談件数

年　度	H25	H26	H27
件　数	89件	123件	104件

65歳以上の高齢者からの相談が多く、主な相談内容は「電話勧誘販売」「架空請求」に関するものとなっています。

（資料：環境生活課）

● 特殊詐欺被害件数

（各年12月31日現在）

	H25	H26	H27
新 潟 県	164件	222件	288件
糸魚川市	4件	3件	5件

平成27年の県内の被害額は、7億7千万円を超えており、このうち振り込め詐欺の件数が全体の85%を占めています。

（資料：糸魚川警察署）

具体的な施策

（施策の方向）

❶自らを守る消費者の育成

- 消費者が、複雑化、悪質化する消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないようにするため、また、万が一遭遇した場合に、自らの初期対応で被害をより小さいものに抑えられるようにするため、最新で有効的な情報と対応策を広報紙、ホームページ、市内巡回、出前講座など様々な方法で周知、啓発を図り、賢い消費者の育成に取り組みます。
- 子どもたちが将来、正しい知識と判断力、情報活用能力を身に付けた消費者として自立できるよう、学校や家庭と行政とが連携して消費者意識の向上を図ります。

❷消費者保護体制の充実

- より複雑化する消費生活に関する相談内容に対応するため、専門相談員を配置するとともに、県消費生活センターや消費者協会等と連携し、相談窓口の充実を図ります。
- 被害を受けたことのある市民への定期的な連絡、巡回及び地域社会による見守り体制の構築を図ります。
- 多重債務などの救済のため、専門機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。

❸市民の情報活用力の向上

- 膨大な情報の中から、市民各々が有意義なものを選択できる能力を身に付けるとともに、情報機器を適正に活用できるよう啓発に努めます。併せて、開始されたマイナンバー制度の周知を図り、個人番号及びマイナンバーカードの適正管理の啓発に取り組みます。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
市民は、自ら学び、正しい選択ができる消費者となるよう努めるとともに、不審な情報を得たら、警察、市役所へ通報、相談するように努めます。 糸魚川市消費者協会は、出前講座、チラシ等による消費者被害防止のための啓発を行います。 地域包括支援センターは、訪問による高齢者の見守り、関係機関への情報提供を行います。 警察は、パトロールによる犯罪抑止効果の発揮、講演会等による特殊詐欺被害防止のための啓発を行います。 行政は、広報等による必要な知識や情報の提供を行います。

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	かしこい消費者育成事業	情報提供・啓発活動
2	消費生活相談事業	消費生活相談窓口設置

6 冬期市民生活の確保

① 冬期交通の確保
② 冬期生活の維持

除雪作業状況

《基本方針》

積雪期における市民生活・地域経済活動の安定及び維持を図ります。

施策指標

指　　標	現状（H27）	中間目標（H31）	最終目標（H35）
冬期交通の確保延長	411km	412km	413km
小型除雪機貸与地区数	83地区	87地区	90地区

現状と課題

- 除雪機械は、老朽化した機械が多く、市・除雪受託者ともその維持、更新に苦慮している現状があり、計画的に維持、更新を行うとともに、交通量に合わせた除雪路線の見直しを行う必要があります。
- 消雪パイプは、施設の老朽化や散水量の低下により、降雪時に故障が頻発しているのが現状であり、計画的な更新を進める必要があります。
- 屋根雪等の除排雪が困難な高齢者世帯及び一人暮らし世帯が増加しています。地域ぐるみでの助け合いによる除雪作業も困難となる地域が増えてくることが予想され、大きな課題となっています。

トピック

冬期交通の確保延長

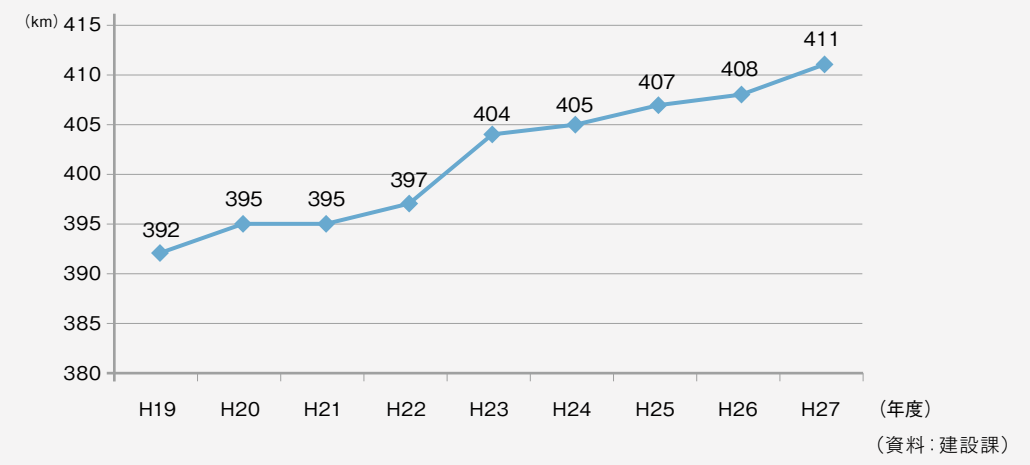

機械除雪･消雪パイプとも、人家に接続する市道のほか、冬期生活に必要な農道等も含め、最低限必要な区間を実施していますが、道路改良の実施や地区からの要望により、年々微増となっています。なお消雪パイプについては、コスト面及び地下水への影響から、機械除雪からの転換は行わないことを基本としており、現在設置済みの路線の維持管理が中心となっています。

具体的な施策

（施策の方向）

❶冬期交通の確保

- 除雪作業の安定性を確保するため、除雪機械の計画的かつ適正な更新を実施します。
- 散水量の安定確保のため、消雪パイプ施設の計画的な更新及び適正な維持管理を推進します。
- 大型除雪機械による除雪や消雪パイプでの融雪が困難な幅の狭い生活道路の交通を確保するため、地区への小型除雪機の貸与を実施します。
- 除雪作業に対する市民理解を深め、豪雪時における不安感を軽減するため、除雪計画の周知及び除雪情報の提供を実施します。

❷冬期生活の維持

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、集落における自主的な共同除雪体制の構築を促進するため、小型除雪機の貸与を実施します。
- 自力で屋根雪等の除排雪及び雪踏みが困難な要配慮世帯に対して、除雪等にかかる費用の一部を助成し、冬期間における安全・安心を確保します。

協働のとりくみ（役割分担）

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組
地域は、互いに協力して要配慮世帯の屋根雪等の除排雪や幅の狭い生活道路の除雪などの克雪活動に取り組みます。 行政は、住民の理解と協力を得ながら、地域が行う克雪活動を支援し、幹線道路や主要生活道路の除雪を行います。

関連個別計画

計　画　名	計　画　期　間
道路除雪計画	毎年度

主要事業一覧

No.	事　業　名	概　　要
1	除雪機械整備事業	除雪機械購入
2	融雪施設整備事業	消雪パイプ新設・更新
3	克雪地域づくり除雪機貸与事業	小型除雪機貸与
4	屋根雪除雪等費用助成事業	屋根雪等除排雪・雪踏み費用の助成